

第2回いじめ防止基本方針策定会議を受けての修正の方向

p	項目	意見の要旨	修正の方向
2	1 いじめ防止等の対策の目指す方向	「いじめ防止」という言葉は意味が大きい。目指す方向の(1)に入れ、未然防止を大切にしているのだという姿勢を伝えたい。	→「 <u>未然防止に努めます</u> 」と加筆。
3	3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	学校と保護者や地域が協力し、みんなでやってみようということが必要。 (1)(2)(3)と(4)の位置づけがわかりにくい。わかりやすくしたい。	→学校の取組に対する考え方や、保護者や地域、関係機関の関わり方を整理し、修正。 →「はじめに」の部分にも長野県が社会全体で取組む課題として位置付けた。
5	(1)いじめ問題対策連絡協議会(仮称)	構成員が分かりにくい、説明などで位置付けたい。	→構成員を文章で例示。
7	2 市町村の取組	市町村としては学校と地域をつないでいける役割が必要。地域で子育てをどのようにしていくのか考えるための投げかけにもなる。	→「 <u>学校と地域が連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための体制や仕組みを整える</u> 」と加筆。
7	2 市町村の取組	「学級編成替」の措置はとれないか。	→「 <u>学級編成替えの検討</u> 」を加筆。
7	(2)学校の基本方針	生徒や地域の方の参画は、策定時に加えて、見直し時に入れたい。	→「 <u>見直し</u> 」と加筆。
10	イ 相談体制の充実	相談後の見通しがもてると安心して相談できる。	→「 <u>相談者の意向を尊重した対応を提示するなど</u> 」を加筆。
11	(1)保護者の役割	・保護者は、子どもが加害者にも被害者になる場合もあるということを心にとめて子どもに接する必要がある。 ・保護者と学校の関係も書きたい。たとえば、保護者が学校とコミュニケーションを心がけるなど。自分たちが話すだけでなく、しっかり聞くことも必要。	→「 <u>子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支える</u> 」と加筆。 →「 <u>学校の教育方針や教育活動への理解や協力を努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がける。</u> 」と加筆。
16	図	重大事態の場合には警察等の関係機関との連携も位置付けられないか。	→必要に応じてということで、点線で示した。
17	図	参考として市町村立学校ではどのようにするのか、参考として作成したい。	→図を作成するとともに、調査組織の設置における県の支援を p 13 に加筆。
他		保護者の方を含め、全体像の理解のために「ダイジェスト版」はこの基本方針の中身が固まった段階で必要。	原案が固まった段階で作成検討。